

所管局による一次評価

大項目	中項目	確認項目	評価水準	配点	評価 水準を上回る2点／概ね水準どおり1点／水準を下回る0点			確認項目の設定理由 評価水準の妥当性
					2点	1点	0点	
		協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか						
適切な管理 の履行	1	指定管理者としての責務の遂行 【新規】	管理運営の理念、中立性・公平性の確保	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づいた管理運営の理念が適切に履行されており概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権プラザの設置目的に沿って、中立性・公平性の確保に留意しながら、幅広く人権課題に対応している。 ・「『未来の東京』戦略」に掲げる「インクルーシブシティ東京」の実現に向け、「参加型・体験型・交流型」の事業を推進するとともに、令和4年度においては、東京都においてパートナーシップ宣誓制度が創設されたことを受け、人権問題都民講座で性の多様性を取り上げたほか、東京2020大会のレガシー企画として「パラリンピックムラールお披露目イベント」を実施するなど、東京都の方針・施策に基づき、人権教育・啓発の推進を図っている。 ・事業の実施に当たっては、東京都と調整を行った上で、事業計画を提出している。 	東京都人権プラザの指定管理者として、プラザの管理運営に関する基本的な考え方及び指定管理者としての体制・役割を理解した管理運営を行っているか、また、都の指導の下、中立性・公平性の確保に十分留意しているかを定性的に評価するもの。
	2	施設・設備の保守点検	施設を良好な状態に保つための維持管理	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づいた適切な点検作業や感染拡大防止策が履行されており概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付職員が施設巡回を行い、目視による点検を実施している。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、館内の定期的な換気・消毒を行っているほか、受付等にアクリル板又は透明ビニールシート、消毒液を設置している。また、換気のため、令和5年3月から空気洗浄機を設置している。 	施設・設備の保守・点検状況の適切性を確認する項目。評価水準は、年間事業計画に基づいた適切な点検作業の履行状況や新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を定性的に評価するもの。
	3	人員配置	施設の管理運営に当たっての経験豊富なスタッフの確保	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づいた人員配置状況となっており概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員について、行政経験者で相談業務や人権行政に従事した経験を持つ者を配置している。 ・受付職員について、サービス向上及び経費節減のため、英語による接客対応が可能な者、接客経験の豊富な民間企業退職者等の人材派遣を受けて配置している。 	人員配置において、都の人権施策を踏まえて来館者満足度の高いサービスを提供できる専門性・経験値を有する人材を適切に確保できているか否かを確認する項目。評価水準は指定管理者の事業計画等に基づいた人員配置状況の適切性を定性的に評価するもの。
	4	人材育成の取組	講習会の受講等による専門員、相談員等の能力向上、ノウハウ維持	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき適切に研修制度を運用し人材育成を実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月に策定した、人材育成の基本理念である「人材育成方針」に基づき、センター事業の中核を担う固有職員、契約職員（常勤・非常勤）の人材育成に努めている。 ・「職員研修基本計画」（平成30年策定）及び「研修実施計画」（各年度ごとに策定）に基づき、計画的かつ効果的な職員育成に努めている。 ・専門員について、知識の習得や知見の蓄積等のため、外部機関・関連組織・当事者団体等が開催する人権関連行事等に積極的に参加させている。参加により得た情報は、資料の回覧により職員間で共有し、組織として活用している。 ・相談員について、相談技法の習得及びスキルアップを図るため、専門機関の開催する研修に参加させている。 ・新任の受付職員については、施設見学者に適切な案内ができるよう、プラザの展示物や都の発行している冊子等を活用し、施設や人権課題に関する基礎知識を付与している。 ・令和4年度から固有正規職員制度（新人事制度）を運用開始したことに伴い、令和5年3月に新たな「人材育成方針」、それに基づく「研修基本計画」を策定し、専門的人材の育成及び能力開発、ノウハウの維持・継承に係る体制を整備した。 	人権プラザの管理運営に当たり必要となる職員の能力・ノウハウの維持・向上に係る取組の妥当性を確認する項目。評価水準は、専門員・相談員等が受講した研修の実績と具体的な事業運営への反映状況を定性的に評価するもの。

		5 施設の補修・修繕	必要な補修・修繕への対応	×1	○	<p>【総評】年間事業計画等に基づき適切に日々の巡回や補修・修繕等の対応を実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付職員が施設巡回を毎日行い、補修等が必要な箇所の有無を目視により点検している。 ・令和4年度においては、授乳室の化粧洗面台の破損を修繕したほか、都と連携し、エントランス及び展示室に設置しているサイネージ2台の不具合に適切に対応した。 	施設・設備の不具合に対する対応状況の適切性を確認する項目。確認項目は、施設の不具合に関する点検状況と不具合発見時の指定管理者の事務処理の適切性を定性的に評価するもの。
	法令や条例等に基づく適切な管理運営が行われているか						
		6 個人情報保護の取組	内部規程の策定、研修等	×1	○	<p>【総評】年間事業計画に基づき個人情報保護に係る規程類を整備した上で適切に研修等を実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報保護方針」を定めて対応している。 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に対応し、個人番号の取扱事務担当者を選任し、情報保護に必要な措置を講じている。 ・「公益財団法人東京都人権啓発センター個人情報保護マニュアル」を作成・周知し、個人情報保護の適正な管理に努めた。 ・令和4年8月に広報チラシの誤送付による個人情報漏えいが発生したことを受け、職員に対し、郵送物発送の際には、宛名、住所を複数人でチェックを行う等、確認作業を確実に実施するよう注意喚起するとともに、個人情報保護研修を実施し、個人情報を含む情報の適切な取扱いについて改めて周知徹底した。また、名簿の適切な管理のため、名簿管理ソフトを導入した。 ・令和3年度に引続き情報セキュリティ研修を実施した。 ・令和2年度にメール誤送信防止対策ソフトを導入し運用している。 	個人情報保護のための規程類等の枠組みが整備された上で、個人情報の適正管理に資する研修等が適切に履行される体制が確保されているか否かを確認する項目。評価水準は、個人情報保護に係る規程や研修等の履行体制の適切性を定性的に評価するもの。
		7 情報公開の取組	内部規程の策定、研修等	×1	○	<p>【総評】「公益財団法人東京都人権啓発センター情報公開要綱」や東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱に則り、適切な情報公開を実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公益財団法人東京都人権啓発センター情報公開要綱」を定めて対応している。 ・政策連携団体指導に基づく公開方針により、センターのホームページ等を活用して、情報を公開している。 	情報公開に係る取組の履行体制及び履行の適切性を確認する項目。評価水準は、情報公開に係る規程類の整備状況や開示請求に対する対応状況の適切性を定性的に評価するもの。
法令等の遵守		8 各種法令等の遵守	各種法令等に基づく適正な管理運営のための取組	×1	○	<p>【総評】公益財団法人東京都人権啓発センターコンプライアンス委員会設置要綱や各種法令等に基づき、コンプライアンスの推進などの法令遵守に向けた取組を実施しているが、基本協定に定めた中間年の事業計画の見直しが実行できなかったため、水準を下回る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの取組を推進している。令和4年度は、令和5年1月11日にコンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンス推進に係る研修の実施状況や期中監査結果、広報チラシの誤送付による個人情報漏えい事故の報告などコンプライアンス推進に係る取組等について報告を行った。 ・人権プラザの事業遂行に係わる労働関係、契約関係等の各種法令を確認し、それらを遵守した上で、コンプライアンスに基づく、適正な事業実施に取り組んでいる。 ・新人事制度の構築に伴い、社会保険労務士による確認や都との協議を行った上で、令和3年度に就業規則を整備した。 ・令和3年度に引き続き、ハラスメント防止研修(悉皆)を実施するなど、職員のコンプライアンス意識向上に努めている。 ・複雑・多様化する課題に対応するため、増員や職員の固有化等の組織体制強化を図ってきた一方で、欠員等の発生によりその効果を十分に発揮できず、また、職員に対する指導・育成が不十分であるなど組織運営上の課題が浮き彫りとなった。これにより、業務の進め方の見直しが必要不可欠となったため、基本協定で定める令和4年度の中間年の事業計画の見直し時期を延期し、今後の指定管理業務を着実に執行するべく、先行して業務執行の適正化に向けた解決策の整理を行うこととした。 	人権に関する様々な法律、条例、指針、答申や都との協定等の他、労働関係・契約関係など業務に必要とされる法令等の遵守の観点から管理運営の適切性を確認する項目。評価項目は、コンプライアンスの確保の適正性を定性的に評価するもの。
		9 各種情報の管理	保管場所の施錠、データアクセスのID制御	×1	○	<p>【総評】「個人情報保護方針」に則り、紙媒体の個人情報は施錠管理・電子情報はアクセス権限を制限するなど、引続き適切な管理体制に基づく運用が継続されており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報保護方針」に基づき、保管場所の施錠を行っている。 ・各担当者のみアクセス可能なように、データアクセスのID制御を適切に行っている。 ・図書資料室には、クラウド型のシステムを導入しており、情報管理を徹底している。 	個人情報等の情報管理に係る体制の適切性を確認する項目。評価水準は施錠管理やアクセス権限の制限等の措置が適切に実施されていることを定性的に評価するもの。

管理 状況	10	事故への対応、都への報告・連絡【新規】	個人情報の漏えいや個人データの紛失事故等、事故発生時の対応及び迅速な都への情報報告の実施	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき事故発生時の連絡体制図の策定と周知を実施しているが、個人情報の漏えい事故の発生は看過できないため、水準を下回る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報等の事故が発生した場合、都に迅速に報告できるように連絡体制図を策定し、職員に周知を行っている。また、情報セキュリティ研修において、事故発生の可能性のある段階で、直ちに所属課長又は事務局長に報告することを周知している。 ・メール誤送信防止対策ソフトの自己承認機能(送信者が宛先アドレス・本文・添付ファイルをチェックする機能)を活用し、メール送信時における確認を徹底している。あわせて、人的ミスが発生した場合、重要な事故となることが想定されるようなメールについては、上長が送信内容の確認を行う上長承認機能を設定し、メールの誤送信防止に努めている。 ・令和4年度は、個人情報漏えい事故(広報チラシの誤送付)が1件発生した。個人情報漏えい事故が発生したことを受け、郵送物発送の際の確認作業を確実にを行うため、「発送物確認簿」を作成し、「いつ・誰と誰が・何を・どのように」チェックしたか分かるようにし、課長まで確認した上で発送を行うことを徹底し、郵送物の誤送付防止を図ることとした。 ・個人情報の漏えいを覚知した翌日に誤った宛名で送付した者に電話で謝罪し、翌々日に封筒の返却をお願いする文書を同封した上で、対象者全員に正しい宛名で改めてチラシを送付した。 ・個人情報の漏えいの覚知後、速やかに都に報告を行った。また、覚知の翌々日にプレス発表を行うとともに、その旨人権啓発センターホームページに掲載した。 	個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生した場合の報告体制が適切に確保されているかを評価するとともに、都への報告等の対応状況を確認する項目。評価水準は、事故発生時の連絡体制の整備・周知の適切性を定性的に評価するもの。また、個人情報漏えい事故0件を水準に、事故件数を定量的に評価する。
	11	社会的責任を果たすための取組【新規】	障害者に対する社会的障壁の除去の実施資源の3R(Reduce, Reuse, Recycle)の促進	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき障害者の利便性を高めているとともに、環境配慮の取組を継続しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に様々な障害当事者が参加したワークショップを開催し、トイレの課題と解決策の検討を行い、車椅子利用者対応トイレに子供から大人まで幅広く利用できる介助用ベッドのほか、視覚過敏がある者への配慮として、調光機能を持つ照明を設置した。 ・視覚障害者に向けて、点字版のリーフレットを作成している。また、令和4年度には、点字版のフロアマップを製作し、各階受付に設置するとともに、人権プラザ受付に新たにタブレット端末を設置し、来館者が遠隔で手話通訳を受けられる「遠隔手話通訳サービス」を導入するなど、障害者に対するサービス向上を図っている。 ・コピーの際は両面印刷を活用するなど、用紙の有効利用に努めている。 ・使用電力の節減を図るため、事務室のほか、給湯室の無人時の消灯を徹底している。 	指定管理者として障害者の権利利益を侵害してはならず、障害者の社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮や、障害者雇用や事業活動に係る環境負荷の低減に努めるなど、社会的責任を積極的に果たしているかを定性的に評価するもの。
	施設の安全性は確保されているか							
	12	施設・設備の安全性の確保	事故を防ぐための安全確保の取組	×1			○	<p>【総評】年間事業計画に基づき日々の点検と不具合発生時の迅速な対応を実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設、設備の異常を素早く発見するため、受付職員が巡回と目視点検を行い、不具合の箇所があれば速やかに管理担当職員に報告するなど、臨機応変に対応している。
13	防災への配慮	災害発生時の利用者の安全確保の取組	×1			○	<p>【総評】年間事業計画に基づき災害発生時の利用者の安全確保に係る体制の整備と職員への周知、新型コロナウイルス感染症の感染防止策の徹底に努めており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害・事故発生時体制表」を作成し、利用者の安全を第一に考え、職員自ら臨機応変に行動できるよう消防器具の配置場所を周知するなど、日頃から防災意識を高める取組を心掛けている。 ・芝256スクエアビル全体の消防訓練に参加し、避難誘導や救護等の訓練を行った。 ・人権プラザ来館時において、マスク着用(3/12まで)、検温や手指の消毒の実施、東京版新型コロナ見守りサービスへの登録の呼びかけとともに、定期的な換気、館内等の消毒などを実施し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めた。 	施設の安全確保のために災害発生時の対応体制を整備した上で、職員の防災意識の向上等の取組の実施状況の適切性を確認する項目。評価水準は、災害発生時の利用者の安全確保に係る体制の整備と当該体制に基づく職員への周知状況、新型コロナウイルス感染症の感染防止策等を定性的に評価するもの。

安全性の確保	14	防犯への配慮・緊急時対策	緊急時の利用者の安全確保の取組	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき防犯への配慮と緊急時対策を適切に実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目視による施設内の点検を毎日行い、安全確保に努めている。 ・施設の鍵は、施錠できるキャビネットで一括して常勤職員が保管、管理している。 ・監視カメラを活用し、開館時間中の様子をリアルタイムでモニターできる体制を整えている。 ・夜間や休日等の職員が勤務していない時間内について、適切かつ迅速な対応ができるよう、連絡網を整備している ・緊急時に備え、受付、図書資料室、相談室1、2に警報ブザーを設置している。また、緊急時に光や音により情報伝達を行うための設備として、1階の車椅子利用者対応トイレにパトライト及びスピーカーを設置している。 ・緊急時におけるAED操作や人工呼吸等の応急手当の習得のため、令和4年11月4日に、受付スタッフも含めた全職員を対象として、消防署員による普通救命講習(悉皆)を実施した。 	施設の安全確保のための防犯に係る取組の適切性を確認するもの。評価水準は、施設の施錠等の防犯対策や緊急時の対策等を定性的に評価するもの。
	15	施設・設備管理に関する書類等の管理	毎日の点検表等の作成	×1		○	<p>【総評】入居ビルの様式に沿って例年通り適切に施設設備に関する書類の作成・管理を実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防計画に基づき「自主検査表」(指定様式)により日常点検を行っている。職員が避難通路等の物品の有無、電気器具の配線の老化・損傷、終業時の火気の確認、トイレ内の可燃物、ゴミ箱等の確認を行い、防火管理者が月末に確認している。 	施設・設備の安全確保のための点検状況と関連書類の作成状況の適切性を確認するもの。評価水準は、毎日の点検が適切になされていることを定性的に評価するもの。
	16	事故への対応	利用者に影響が生じる事故等の無発生、事故等発生時の対応・都への適正な報告	×1		○	<p>【総評】事故を未然に防ぐための日々の点検等が奏功し、利用者に影響が生じる事故等は発生せず、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に影響が生じる事故等は発生しなかった。 	利用者に影響が生じる事故等の発生状況を確認し、事故等発生時の対応状況等の適切性を確認するもの。評価水準は、事故発生の有無を確認した上で、発生した場合にマニュアルに則り適切な対応がなされたかどうかを定性的に評価するもの。
適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか							
	17	収支状況	予算の適正な執行、自主財源の確保	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき経費削減のための取組を継続実施しているが、執行が予算を超えたため、水準を下回る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4年度予算157,407,000円、決算168,980,644円 ⇒執行率107.4%(前年度比130%) ・経費削減のため、照明器具のこまめな消灯、空調機の設定温度の見直し等省エネ行動を徹底した。 	指定管理者の収支状況の健全性を確認する項目。評価水準は、各事業の執行が予算内に適正に行われているかを定量的に分析した上で、具体的な経費削減に係る取組を定性的にも評価するもの。
	18	経理処理	経理の明確な区分、帳簿・関係書類による経理状況の明確化	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき経費の区分管理や財務規程に則った経理処理などを適切に実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理に係る経費は区分管理し、別に預金口座を設けている。 ・「公益財団法人東京都人権啓発センター財務規程」に基づき、公益法人としての諸原則を踏まえて、経理処理を行っている。 ・顧問税理士に指導を受けている。 ・経理担当職員が公益法人協会主催の会計セミナーに参加し、専門的知識の向上を図った。 	指定管理者の経理処理の適切性を確認する項目。評価水準は、指定管理に係る経理の区分管理状況、帳簿・関係書類についての経理処理が適切に行われているかを定性的に評価するもの。
	19	都有財産(物品など)の管理	管理簿の整備、異動があった際の都への報告	×1		○	<p>【総評】基本協定及び年間事業計画に基づき、都有財産の点数管理や管理状況の現地調査を適切に実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品となる財産は、基本協定に基づいて所定の手続きを行い、半期末ごとに「物品管理者別物品一覧表」と現物を照合し、購入の都度、都に報告している。 ・点数管理消耗品及び管理物品について、年に1度、都職員立ち合いのもと現物と台帳の照合を行っている。 	物品等の都有財産の管理・保全に関して、執行の適切性を確認する項目。評価水準は基本協定及び年間事業計画に基づいた管理簿の整備や都への報告など事務処理の履行を定性的に評価するもの。
20	経理・現金に関する書類等の管理	帳簿、関係書類の整備、保存(指定期間終了後5年間)	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき、経理・現金に関する書類の施錠管理の徹底や指定管理関連文書の保存処理等を適切に行っており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な証書・通帳等は金庫へ保管し、事業調整担当課長・総務課主任が鍵の施錠を行い、慎重な管理に努めている。その他の経理・現金に関する書類は、原則として、施錠のできる書庫・キャビネットロッカー等を保管場所に定め、担当者が指定の場所への出し入れを行っている。 ・顧問税理士に指導を受けている。 ・限られた人権プラザの文書所蔵スペースを長期的かつ有効に使えるよう、文書保存委託を行っている。 	経理・現金に関する書類等の管理状況の適切性を確認する項目。評価水準は、経理・現金に関する書類の施錠管理の徹底や指定管理関連文書の保存処理等について定性的に評価するもの。	

大項目	中項目	確認項目	評価水準	配点	評価 水準を上回る2点/概ね水準どおり1点/水準を下回る0点			確認項目の設定理由 評価水準の妥当性
					2点	1点	0点	
		事業計画どおりの事業実施・利用状況となっているか						
		21 利用者数	・令和3年度の展示室、図書資料室の利用者数合計(1,679人)の90%(1,511人)超	×1		○	<p>【総評】令和4年度の利用者数合計は評価水準を超えており、概ね水準どおり。</p> <p>・令和4年度の利用者数は以下のとおりであった。 展示室入場者数 4,073人(令和3年度:1,298人) 図書資料室利用者数 742人(令和3年度: 381人) 利用者数計 4,815人(令和3年度:1,679人) (令和3年度比286.8%)</p> <p>よって、令和3年度の90%を超過した。</p> <p>※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和3年4月1日から同年6月3日までの間及び令和4年1月12日から同年3月24日までの間休館</p>	人権プラザの利用者数の増減状況について定量的に確認する項目。評価水準は、展示室・図書資料室の利用者数の対前年度比を評価基準とすることで、集客効果を定量的に評価するもの。
		22 人権相談の実施状況	令和3年度の一般相談、法律相談の相談件数合計(1,687件)の90%(1,518件)超	×2		○	<p>【総評】人権相談事業の実績が評価水準を超えたことに加えて、新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談の継続実施など都民のニーズに沿った相談事業を展開しており、概ね水準どおり。</p> <p>・令和4年度の件数は以下のとおりであった。 一般相談 1,449件(令和3年度:1,369件) 法律相談 202件(令和3年度: 161件) 「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談 27件(3年度:58件) 新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談 80件(3年度:99件) 合計 1,758件(令和3年度:1,687件) (令和3年度比104.2%)</p> <p>よって、令和3年度の90%を超過した。</p> <p>・人権相談のオンライン化に向け、都と調整を進めた。</p>	人権相談の実施状況について、定量的に確認する項目。評価水準は、一般相談・法律相談の相談件数の対前年度比を評価基準とすることで、どの程度の都民に対して人権相談を実施したのかを定量的に評価するもの。
		23 ① 【新規】 指定管理者による提案事業等の実施	・展示室を活用した事業の実施 ・令和3年度の展示室の利用者数合計(1,298人)の90%(1,169人)超	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき展示室を活用した事業を適切に実施しており、事業計画水準どおり。</p> <p>・展示室では、学校や自治体等からの依頼に応じて、展示物の解説等を行う人権学習会を合計63団体(延べ)に対して実施し、人権尊重の理念を広めた。企画展示では、書籍や映画だけでなく、ドラマ、音楽、ゲームやライトノベルなど、さまざまなコンテンツで人権課題をテーマとする作品を「人権の視点」から改めて鑑賞・体験する展示、美術家の映像作品を通して、精神障害のある人の語りと向き合い、寄り添うことの在り方や、精神障害をとりまく社会状況について考える展示、補助犬法の内容や成立の背景、補助犬に関する状況を解説し、補助犬ユーザーの日常生活等を紹介する展示を行った。補助犬の展示は、来場者に好評であり、修学旅行や人権学習会で活用するため、約2ヵ月展示期間を延長し令和5年5月31日までを展示期間とした。また、子供の自殺が多いとされる8月下旬には、いじめ等により亡くなった子供たちのメッセージ展を行い、命と子供の人権について考える機会を提供した。</p> <p>・東京2020パラリンピック1周年記念「未来へつなぐ人権2022」の一環として、パラリンピアンを招き、東京2020大会のレガシーである「パラリンピックムラール」のお披露目イベントを実施した。イベント終了後、ホームページや東京動画等でダイジェスト動画等を公開した。</p> <p>・パラリンピックムラールの設置に先立ち、ムラールの成り立ちなど解説する動画を制作・公開した。</p> <p>・令和4年度の利用者数は以下のとおりであった。 展示室入場者数 4,073人(令和3年度:1,298人) (令和3年度比313.8%)</p> <p>よって、令和3年度の90%を超過した。</p>	人権プラザは都の政策等との密接な関連性を有する施設であることから、都の方針に沿った事業の実施状況及び指定管理者による提案事業(展示室を活用した事業)の実施状況を確認する項目。評価水準は、事業計画に基づいた実施回数や都の方針に沿った企画内容・実施方法等が取られていたかについて定性的に評価するとともに企画展示の入場者数を対前年比を基準に定量的に評価する。

事業実施・利用の状況	24	② 【新規】	指定管理者による提案事業等の実施	セミナールームを活用した事業の実施 ・令和3年度のセミナールームの利用者数合計(502人)の90%(452人)超	×1	○	<p>【総評】オンラインを併用して事業を実施したことに加え、「発明プロジェクト」を発展させながら実施するなど「インクルーシブシティ東京プロジェクト」の推進にも貢献しており、水準を上回る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都民講座として、アイヌ文化、「風の谷のナウシカ」から読む人権、eスポーツ、性の多様性、文学から考える戦争と平和、ユニバーサル上映等、様々な観点から人権について考える講座を会場とオンラインを併用して6回実施し、講座の内容に応じたフォローアップ事業(テーマに即した動画配信や映画上映、関連書籍の紹介・展示、バリアフリーeスポーツの実演・体験等)と併せ、参加者に学びの機会を提供した。(講座参加者計684名(会場174名、オンライン510名)、フォローアップ事業参加者計198名(会場55名、オンライン143名)) ・子供人権教室として、ワークショップを通じて、環境破壊や人権侵害が指摘されているパーム油の生産等について学ぶ講座、毎日を乗り切るための知恵を見つける講座をオンラインで実施した。(参加者計90組) ・指導者養成セミナーとして、人権教育に携わる教員等を対象に部落差別をテーマとした講座を会場とオンラインを併用して実施し、企業等の人権研修担当者を対象に人権の理解に根差したダイバーシティ推進をテーマとしたセミナーをオンラインで実施した。(参加者計168名(会場20名、オンライン148名)) ・「インクルーシブシティ東京」の実現に向けた体験・交流型の新たな事業として「発明プロジェクト」の第2弾では、子供たちを対象に障害の有無に関わらず誰もが楽しめるアクティビティを発明し、完成発表イベントを実施した。ワークショップやイベントの様子を収録した動画や写真、報告レポートをオンラインで公開した。また、「発明プロジェクト」の第3弾ではプロジェクトの締めくくりとして、障害者の「働く」をテーマに展示やイベント等を総合的に実施し、障害者の働く能力や可能性を社会が掘り起こしていく取組や工夫について紹介した。また、専用ウェブページを立ち上げ、詳細な情報提供を行うことで、各企画の補強を行った。 ・令和4年度の利用率は以下のとおりであった。 セミナールーム入場者数 1,541人(令和3年度:502人) (令和3年度比307.0%) <p>よって、令和3年度の90%を超過した。</p>	人権プラザは都の政策等との密接な関連性を有する施設であることから、都の方針に沿った事業の実施状況及び指定管理者による提案事業(セミナールームを活用した事業)の実施状況を確認する項目。評価水準は、事業計画に基づいた実施回数や都の方針に沿った企画内容・実施方法等が取られていたかについて定性的に評価するとともに各種講座の受講者数を対前年比を基準に定量的に評価する。
	25	③ 【新規】	指定管理者による提案事業等の実施	・図書資料室等を活用した事業その他事業の実施、出張展示等のアウトリーチ活動 ・令和3年度の図書資料室附帯事業の参加者数合計(52名)の90%(47人)超	×1	○	<p>【総評】図書資料室附帯事業の受講者数は評価水準を下回ったものの、オンライン実施を継続するなどコロナ禍でも事業展開を継続しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の図書資料室附帯事業では、人権プラザの認知度向上及び図書資料室利用促進に向け、マンガを素材としてLGBTや移民などを考える講座のほか、障害のある子供たちも楽しめる絵本の読み聞かせ及び触図や迷路などを触って学ぶワークショップを実施した。 ・第1回では、漫画を題材に人権とその扱われ方について考える講座をオンラインで実施した。講座では、LGBTを題材とした漫画を中心に、善意のつもりでの差別、アウトティングの問題などについて取り上げたほか、移民についても触れるなど、全体を通してマイノリティを問い直すことは「ふつう」を問い直すことでもあるということを伝えた。 ・第2回及び第3回は、障害のある子供たちが楽しめる講座として、第2回は絵本やLLブックの読み聞かせと絵本専門士と言語聴覚士との対談、第3回は手で触って楽しめる学習絵本を活用し、触図や点字の迷路などを触って遊ぶワークショップを実施した。講座を通して障害に対する理解を深めるとともに、誰もが人権プラザを利用できることを周知し、図書資料室の利用促進を図った。 ・図書資料室附帯事業の実績は以下のとおりであった。 第1回 18人 (令和3年度:動画配信再生回数169回) 第2回 大人7人/子供3人(令和3年度:12組21人) 第3回 大人4人/子供2人(令和3年度:31人) 参加者数計 34名(令和3年度:52人、動画配信再生回数169回) (令和3年度比 参加者数65.4%) <p>※ 第2回、第3回については、参加予定の子供の体調不良により直前のキャンセルが発生するなど、参加率がいずれも50%以下となった。</p> <p>・東京都つながり創生財団が運営するボランティアレガシーネットワークに講座の開催情報を掲載し、周知を図ったほか、当該サイトが主催するイベントに人権プラザのリーフレットやチラシなどを提供した。</p>	人権プラザは都の政策等との密接な関連性を有する施設であることから、都の方針に沿った事業の実施状況及び指定管理者による提案事業(図書資料室等を活用した事業)の実施状況を確認する項目。評価水準は、事業計画に基づいた実施回数や都の方針に沿った企画内容・実施方法等が取られていたかについて定性的に評価するとともに図書資料室附帯事業等の受講者数等を対前年比を基準に定量的に評価する。

		26 他機関、関連施設、地域との連携	事業展開に当たったの連携・支援の推進、具体的な取組の実施	×1		○	<p>【総評】他機関等の講座に積極的に参加するなど人権啓発に係る情報収集やネットワーク拡大に向けた取組を適切に継続している。また、各種事業の際には人権プラザのPRも実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)人権教育啓発推進センター等が主催する講座等に参加し、事業企画に資する情報を得た。 ・学校を対象とした体験学習会(補助事業)や研修企画受託事業(自主事業)を実施する際に人権プラザのPRを行い、知名度向上を図った。 ・東京人権啓発企業連絡会や東京商工会議所等と連携し、指導者養成セミナーへの企業からの参加者を募った。 ・自治体等の行う人権関連行事や企業内の人権啓発行事、学校における人権学習への出張展示を行い、各団体の人権啓発事業を支援するとともに、人権プラザのPRを行った。 ・人権プラザが所在する港区については、港区民等を対象とした人権連続講座の企画・運営の受託(自主事業)を再開したほか、管理職(行政職員)、教育委員会、港区立芝小(児童)、港区立神明保育園(未就学児童)に対する人権学習会に加えて、港区人権週間事業において高輪区民センターでの出張展示を実施した。 ・パラリンピックムラールお披露目イベントの実施に当たり、港区教育委員会の後援名義を得るとともに、港区立芝小の児童を招待し、ムラール見学とアクティビティ体験を行った。 ・東京都つながり創生財団が運営するボランティアレガシーネットワークに登録し、講座の開催情報を掲載したほか、当該サイトが主催するイベントにリーフレットやチラシを提供し、人権プラザの周知を図った。 	他機関、関連施設、地域との連携状況の適切性を確認する項目。評価水準は、プラザ事業の展開に際して、他機関、関連施設、地域との連携・支援を伴う具体的な取組の実績について定性的に評価するもの。
事業効果	事業内容、職員対応等について、利用者の反応はどうか							
	27 事業実施におけるサービス及びデジタル化の対応状況	利便性等の向上のための具体的取組及び東京デジタルファースト条例及びポスト・コロナを見据えた対応の必要性等を踏まえた事業運営に係るデジタル化の対応状況	×1		○	<p>【総評】事業運営に際して、オンラインの活用を継続するとともに、デジタルデバインドへの配慮など多様な都民が楽しめるようなサービスを実施している。また、各種申込等の手続面でもメール又はWebフォームでの受付を実施するなどデジタル化を推進しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権プラザでは、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を契機に、各種講座等のオンライン化を積極的に導入しており、令和4年度は、人権問題都民講座をはじめとする13講座でオンライン配信を行った(発明プロジェクト講演会2回を含む。)。そのうち9講座は、デジタルデバインドに配慮し、会場参加とオンラインとを併用したハイブリッド方式で実施した。ライブ配信参加者数は合計で822人(会場参加234人)となった。 ・オンラインの特性を生かして、インドネシアの森から講師が中継したり、チャット機能を活用し、受講者と双方向のやり取りするなど、様々な工夫を行いながら講座等を実施した。 ・受講者の利便性向上及び業務の効率化を図るため、講座等の申込みから受講までデジタル化を推進し、Webフォームによる申込みを拡大した。 ・講座等の申込みのほか、一般人権相談への相談等についてもメールでの受付を行っている。 ・なお、講座等の申込み等は、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者のため、従前どおり電話でも受け付けている。 	事業実施におけるサービスの適切性及び東京デジタルファースト条例及びポスト・コロナを見据えた対応の必要性等を踏まえた事業運営のデジタル化の対応状況を確認する項目。評価水準は、事業に際して、参加者の利便性、各種手続を含む事業運営がデジタルデバインドへの配慮を確保しつつデジタル化に適切に対応されているか否かを定性的に評価するもの。	
	28 施設全体におけるサービス	利便性等の向上のための具体的な取組	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき、多様な利用者が施設のサービスを利用できるような取組やインターネット等を使った周知などを継続実施しており概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業において、参加者の要望に応じて、手話通訳や点字レジュメの作成、託児サービスを手配しているほか、オンラインで実施する講座等の際はUDトークを実施するなど、情報保障を行っている。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止も見据え、引き続き講座等のオンライン化を進め、利便性の向上を図った。 ・図書資料室について、子供に楽しく利用してもらえるよう動物の本棚を配置している。 ・一般相談について、法律相談との連携を図り、人権相談から法律相談に繋げるなど、相談者の要望や内容を踏まえた対応を行った。 ・図書資料室や相談待合スペースにフロアマップを置き、来館者へのサービス向上に努めた。 ・来館者が意見を伝えやすいように、展示室と図書資料室にアンケート箱を設置している。 ・人権プラザのリニューアルに伴い、受付横に自立型のサイネージを設置し、施設の利用案内や行事案内を配信することにより、利便性の向上を図っている。 ・点字版のリーフレットを作成している。また、令和4年度には新たに点字版のフロアマップを作成し、各階の受付に設置した。 ・そのほか、令和4年度から来館者が遠隔で手話通訳を受けられる「遠隔手話通訳サービス」を導入するなど、障害者に対するサービス向上を図った。 	施設全体におけるサービスの適切性を確認するための項目。評価水準は、施設の利便性等を向上するために実施した具体的な取組の実績と効果を定性的に評価するもの。	

サービス内容の向上	29	利用者の満足度	満足度調査の結果、「十分満足」及び「まあ満足」が90%超	×1	○	<p>【総評】施設利用者の満足度は90%を超えている。また利用者からの意見を踏まえて点字フロアマップを作成するなど具体的な改善も見られ、水準を上回る。</p> <p>施設利用者アンケートにおける満足度(「十分満足」及び「まあ満足」の合計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別展示(R2.12ー) 96.9%(1,079人/1,114人) ・企画展示 96.2%(1,299人/1,350人) ・クローズアップ 95.9%(971人/1,012人) ・常設展示 94.5%(1,065人/1,127人) ・イベント 96.6%(422人/ 437人) ・図書資料室 95.9%(327人/ 341人) ・施設全体についての管理状況 95.8%(792人/ 827人) ・職員の対応 98.3%(863人/ 878人) <p>よって、全ての項目について満足度90%を超える評価を得た。</p> <p>・アンケートに展示室内のフロアマップを追加するなど、施設利用者が回答しやすいよう工夫を凝らしている。</p> <p>・1階の受付カウンターに取り付けていた点字フロアマップボードに対する障害当事者である施設利用者からの意見を踏まえ、当該フロアマップボードに換えて、より分かりやすく、かつ、持ち運びもできる冊子型の点字フロアマップを新たに作成し、各階の受付に設置し、利用者へのサービス向上を図った。</p>	利用者の満足度を確認した上で、その意見の管理運営業務への反映状況等を確認する項目。評価水準は、利用者の満足度をアンケート集計結果から定量的に評価した上で、利用者の意見・要望を踏まえて管理運営業務において実施した改善点を定性的に評価するもの。
	30	利用促進への取組	広報・PR等の実施	×1	○	<p>【総評】年間事業計画に基づき、各種事業での人権プラザのPR活動を継続実施している。また、マスメディアの活用や交通広告看板の掲出に加えて、ホームページのデザイン変更を行うなどしており概ね水準どおり。</p> <p>・出張展示や人権学習会での事業実施の告知チラシに加え、プラザリーフレットの配布による認知度向上に取り組んだ。</p> <p>・小中学校向けとして、体験学習会(補助事業)への応募があった学校や人権学習会に参加した教員に施設PRを行った。</p> <p>・子供向けの講座については、広報東京都の夏休み特集号への掲載や、公立図書館等へのチラシ配布により、集客を工夫した。</p> <p>・教員向け指導者養成セミナーの実施について、人権部及び生活文化スポーツ局私学部を通じ私学支援サイトで私立学校教員への周知を行った。</p> <p>・マスメディアによるプラザ事業への取材を受け入れ、協力した。また、パラリンピックムラールお披露目イベント実施にあたっては、「人権TODAY」の取材・放送に向け、TBSラジオと調整を行い、パラリンピックムラールの設置と体験イベントとして、令和4年10月に放送された。</p> <p>・各事業について、実施の都度、案内チラシ、広報東京都、TOKYO人権等により告知するとともに、人権プラザ及び当センターホームページのほか、外部サイトにも情報を掲載して広報を行い、Twitterでも情報を発信した。</p> <p>・人権プラザの周知を図るため、人権プラザの広告看板を最寄りの都営地下鉄3駅に掲出している。</p> <p>・パラリンピックムラールの設置にあわせ、人権プラザホームページに新たに「スポーツと人権」のページを設置したほか、リーフレット(日本語版、外国語版、点字版)を改訂した。</p> <p>・令和3年度にホームページのリニューアルを行ったところであるが、令和4年度の有償版アクセス解析ツール導入に伴い、東京都からアクセス解析に係る改善提案書が送付されたことを受け、ホームページのデザイン変更を行った。具体的には、カルーセルバナーの画像に見出しを付けたほか、カルーセルバナーやリンクバナーのサイズを縮小するなど、ホームページのユーザビリティの向上を図った。</p>	人権プラザの利用者を増加させるための広報・PR等の取組状況を確認する項目。評価水準は、人権プラザの広報・PR等のために実施した具体的な取組の実績を定性的に評価するもの。
	31	苦情等への対応	苦情、否定的な意見等に対する適切な対応	×1	○	<p>【総評】年間事業計画に基づき、苦情への対応方法が適切に共有されている。また、特段の苦情もなく良好な運営を継続しており、概ね水準どおり。</p> <p>・苦情等があった際には、日誌への記載、担当からの引継ぎにより、受付担当職員から管理担当職員に迅速に報告し、苦情等の内容が直ちに回答が必要なものである場合は相手方に説明を行うこととしている。</p> <p>・特段の苦情は無かった。</p>	管理運営に対する苦情・意見等への対応状況等の適切性を確認する項目。評価水準は、日常の管理運営に関する苦情や意見等に対する対応方法と個別の案件に対する対応状況を定性的に評価するもの。

行政と連携を図り施設の目的を達成しているか								
行政目的の達成	32	施設の目的達成	施設の設置目的を達成する取組の実施 (人権プラザは人権啓発の拠点として設置された施設であり、設置目的は「人権尊重の理念を普及させることにより、人権意識の高揚及び人権問題の解決を図り、もって都民一人一人の人権が尊重される社会の実現に寄与する。」となっている。)	×1		○	<p>【総評】一般向けの講座に加えて学校・企業・子供など幅広い層を対象として人権尊重の理念を普及させるための事業運営を継続実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示事業として、常設展示や特別展示を活用した人権学習会を実施し、学校、企業、自治体等からの依頼に応じて団体見学等の対応を行い、来館者への人権に関する理解の深化を図った。また、企画展示の実施により、常設展示への理解を補強し、人権についての想像力を更に喚起させる役割を果たしている。 ・人権問題に関する一般向けの講座(都民講座)、学校や企業等における人権啓発の指導者を養成することを目的とした講座(人権啓発指導者等養成セミナー)、主に小学生を対象にした講座(子供人権教室)等、様々な層に応じた内容・手法を企画・実施した。 	東京都人権プラザの設置目的を達成するために実施された具体的取組の実施状況の適切性を確認する項目。評価水準は、「東京都人権プラザ条例」に基づき、「人権尊重の理念を普及させることにより、人権意識の高揚及び人権問題の解決を図り、もって都民一人一人の人権が尊重される社会の実現に寄与する」という東京都人権プラザの設置目的を果たすために実施された展示室・セミナールーム等を活用した事業の実施状況を定性的に評価するもの。
	33	都及び関係機関等との連携・協力	行政機関等との連携の適切な実施及び都の実施する施策への協力	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき指定管理者と都とで企画段階から意見交換を綿密に実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に当たっては、事業ごとに企画説明を行うとともに、随時の意見交換を行い、効果的な啓発内容となるよう十分な協議、調整を行った。 ・パラリンピックムラールの受入れに当たり、東京都と適時適切に調整を行い、円滑に手続を進めた。また、東京2020パラリンピック1周年記念「未来へつなぐ人権2022」として、パラリンピックムラールお披露目イベントを実施した。 ・「パラスポーツの振興とバリアフリー推進に向けた懇談会」の活動の一環として、パラ応援大使(パラスポーツ・バリアフリー応援大使)のプラザ視察、車椅子体験等に協力した。 	事業実施における都及び関係機関との連携、の適切性を確認する項目。評価水準は、個別の事業の企画等に際して都及び関係機関等との連携の実現状況を定性的に評価するもの。
	34	都の政策と連動した事業の実施	都の政策と連動した事業の実施、その効果	×2		○	<p>【総評】東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を踏まえた人権尊重理念の発信に資する事業展開や共生社会の実現に向けた事業を着実に実施するなど都の政策と連動して事業を実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都パートナーシップ宣誓制度の紹介を含め、性の多様性をテーマとした講座を実施した。 ・ヒューマンライツ・フェスタ東京を始めとする都の人権関連行事に、都と調整の上出張展示を行った。拉致問題啓発舞台劇公演においても出張展示を行った。 ・東京2020大会を見据え、障害者のノーマライゼーション理解に向け、令和2年12月から当事者発の課題解決型の発明品を展示した体験・交流型の新たな特別展示「この発明はどうして生まれたのかな展」を展開している。 ・インクルーシブシティ東京プロジェクトとして、令和5年度における若年層を対象とする参加・体験・交流型の学習プログラム等の展開や特別展示の更新について検討を進めた。また、インターネットにおける人権侵害に関するSNS相談窓口の新たな設置に向け、東京都と調整した。 ・人権プラザの安全・安心な利用のため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から「東京版新型コロナ見守りサービス」を導入し、来館者にその登録を呼びかけている。 ・新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談を実施している。 ・令和4年10月に実施されたパラスポーツのイベント「チャレスポ！ TOKYO」への出張展示を行い、都の人権施策及び人権プラザにおける障害者スポーツに関する啓発活動の広報を行った。 	都の政策と連動した事業の実施状況を確認する項目。評価水準は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした人権尊重理念の発信や「未来の東京戦略」など都の政策と連動した事業について、その実績や効果を定性的に評価するもの。

【確認項目の設定について】

- 確認項目及び評価水準は、上記項目を参考としながら、年度計画や協定と齟齬が生じないように設定し、施設の事業内容に応じて最も効果的に評価ができるようにしてください。また、定量化できる項目は数値目標を設定することを原則としつつ、定性的な項目も併用して、幅広い実績の測定が可能になるように設定してください。
- 管理状況については、募集要項等で示した管理の内容を網羅するように配慮し、不適切な管理状況は漏れなく指摘できるようにしてください。また、社会的責任を果たすための取組を含め、管理のレベル向上に努力している指定管理者が適切に評価されるよう留意してください。
- 事業効果については、募集要項や事業計画書等に記載された事業内容や過去の実績等を考慮し、設定してください。
- 管理状況、事業効果とも、特に重点的に評価を行いたい項目については、配点を2倍とすることが可能です。事業計画において提案のあった管理運営業務を遂行する上での事業者独自の創意工夫や利用者サービス向上のための取組、自主事業などについては、必要に応じて配点を増加してください。
- 確認項目の総評及び評価の根拠となった具体的な事項等を、「評価理由」欄に記載してください。
- 確認項目について、それぞれの設定理由、定量化が困難であると判断した項目についてはその理由、評価水準についてはその妥当性を証する根拠(例：民間類似施設との比較等)を、「確認項目の設定理由・評価水準の妥当性」欄に記載してください。
- 適正な評価が実施できるよう施設の状況に応じて評価方法の見直しを行った場合は、その見直し内容を「評価理由」欄に記載してください(評価の特例)。

特記事項	なし
要改善事項等	広報チラシの送付時に誤って本人以外の宛名を記載して送付し個人情報流出した事故の発生を受けて、①個人情報保護・情報セキュリティ研修の場における定期的な注意喚起の徹底、②名簿管理ソフトの導入、③発送物確認簿の作成により、再発防止を徹底している。

【一次評価結果】

合計点	35	評価	B
-----	-----------	----	----------

評価基準			
S	A	B	C
48点以上	47点以下45点以上	44点以下32点以上	31点以下

【その他】

1. 財務状況

指定管理者の財務状況	財政状態や経営状態について問題ない。
------------	--------------------

※ 財務諸表上から得られた情報や財務分析結果など、客観的な情報を記載してください。

2. 特命要件の継続

指定管理者を特命で選定した施設については、特命要件継続の有無を確認するため、特命要件とした内容及び施設の位置付けなどを再検証するとともに、事業計画等に示された事業の評価対象期間中の達成度合いや効果等の検証を行ってください。検証を行うに当たっては、以下の項目を参考として適切な項目を設定してください。

特命要件の継続	<特命要件とした内容> ・都が設立した監理団体であり、都が指導監督を行っているため、事業の中立性・公平性が担保される。 ・理事会や評議員会の構成員は、幅広い分野から選出されており、様々な人権課題に対応できる。 ・東京都人権施策推進指針に掲げる人権課題全般にわたる活動実績及び人権相談業務実績を有する。 ・人権プラザの指定管理を続けており、人権プラザの管理運営事業に良好な実績がある。		
	施設の位置付け	変更なし	変更あり
	東京都政策連携団体の特性と果たした役割(東京都政策連携団体を特命選定した施設)	団体の特性が十分に発揮されている	団体の特性が十分に発揮されていない
	事業の取組状況・達成度	適切	不適切
	特命要件継続の有無	有	無
	<理由> 上記特命要件とした事項が継続して果たされているため。		

<評価の特例>

※ 通常の施設運営を行うことができなかった期間が1年未満である場合は、通常の運営を行った期間(評価対象とすべき期間)を記載する。